

知ってほしい国民健康保険

▼70歳になった人がお医者さんにかかるとき②▲

■こんなときはあとから

医療費が支給されます (療養費の支給)

次のような場合はいったん全額自己負担となりますが、国保の窓口へ申請し、審査で決定すれば、9割(自己負担の割合が1割の場合)があとから支給されます。

- やむを得ない理由で保険証・高齢受給者証を持たずに診療を受けた
- 海外渡航中に診療を受けたとき(治療目的で渡航した場合を除く)
- お医者さんが必要と認めた、輸血に用いた生血代やコルセットなどの補装具代
- お医者さんが必要と認めた、はり・灸・マッサージ等の施術を受けたとき

※個々の状況により適用にならない場合があります。

平成18年
10月から

■療養病床に入院する場合

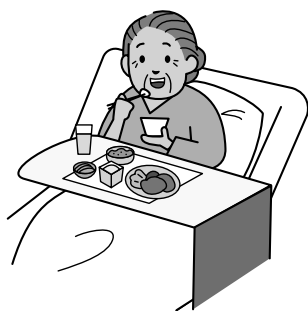
療養病床に入院する場合は、介護保険での入院と負担の均衡を図るため、介護保険と同額の食費、居住費を負担します。

〔1か月の負担のめやす〕※所得の低い人は負担が軽減されます。

食費 42,000円(食材料費および調理コスト相当)
居住費 10,000円(光熱水費相当)

■入院したときの食事代

入院したときの食事代は、他の医療費とは別に1食当たりの標準負担額を自己負担します。残りは国保が負担します。



■入院時の食事代の標準負担額

一般および現役並みの所得がある人		1食260円
低所得Ⅱ	90日までの入院	1食210円
	過去12か月で90日を超える入院	1食160円
低所得Ⅰ		1食100円

低所得Ⅰ・Ⅱの人は「限度額適用・標準負担額減額認定」が必要となりますので、役場町民課に申請してください。

交通事故にあったときは

●すみやかに国保に届け出る

交通事故にあつたら、すみやかに国保に届け出て、「第三者行為による傷病届」の手続きをしてください。

届け出に必要なもの

- 保険証
- 事故証明書(後日でも可。警察に届け出て、もらってください)
- 高齢受給者証
- 印かん

注意! 示談の前にご相談ください

加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、国保が使えなくなります。示談の前に、必ず国保に相談しましょう。

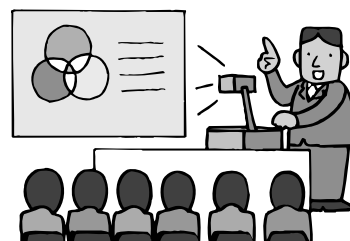
平成18年10月1日から国民健康保険と老人保健の一部が変わりました。改正ポイントを含め「知ってほしい国民健康保険」を掲載しています。

お問合せ
町民課保険係
(内 114・115)

「地域の明日を考える生涯学習フォーラム」

..みんなでまちづくりを考えてみませんか..

- 開催日時 平成19年2月26日(月)
- 会場 浦幌町教育文化センター視聴覚室
- 定員 100人
- 主催 浦幌町・浦幌町教育委員会
十勝ふるさと市町村圏東ブロック実行委員会



●内容・日程

午後1時 開 会

1時15分～ 基調講演「浦幌の温泉をまちづくりに生かそう」

札幌国際大学観光学部教授 松田忠徳氏 (日本温泉総合研究所長)

2時30分～ パネルフォーラム

テーマ 「私たちは、この町の素材(人・もの・自然)にこだわりを持っています」

パネリストを
募集しています。

浦幌の素材(人・もの・自然)にこだわりを持ち移り住んで来た方、素材を生かし特産化された方、起業化を考えている方の提言をお待ちしています。
(希望される方は1月16日(火)までに役場まちづくり政策課広報広聴係へお申込みください。)

- 参加申込み 2月15日(木)まで浦幌町役場まちづくり政策課広報広聴係へお申込ください。

あなたも、一日町長等体験デーに
参加しませんか！

町民の皆様実際に、理事者・管理職の席に座っていただき役場の仕事を体験していただきます。

日 時 平成19年1月26日(金)

午前9時～正午

会場 浦幌町役場

定員 20人

内容 実際に理事者や管理職の席でそれぞれの仕事を体験していただき、

終了後、理事者との懇談会を行います。

対象者 一般町民

申込先 1月16日までに役場まちづくり政策課広

報広聴係へお申込み下さい。

電話 576-2111 内線222

